

令和5年2月28日 開会 会期日数 1日間
令和5年2月28日 閉会 開議日数 1日間

令和5年第1回後志広域連合議会定例会会議録

後志広域連合議会

令和5年第1回後志広域連合議会定例会

○招集年月日 令和5年2月8日

○招集の場所 ホテル第一会館 3階会議室

○開 会 令和5年2月28日（火曜日） 13時52分 議長宣告

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 令和5年度後志広域連合行政執行方針
- 5 報告第1号 後志広域連合における要介護認定の状況について
- 6 議案第1号 後志広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 7 議案第2号 後志広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第3号 後志広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 9 議案第4号 令和4年度後志広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 10 議案第5号 令和4年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 11 議案第6号 令和4年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第7号 令和5年度後志広域連合一般会計予算
- 13 議案第8号 令和5年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算
- 14 議案第9号 令和5年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算
- 15 同意第1号 後志広域連合副広域連合長の選任につき同意を求めることについて
- 16 発議第1号 後志広域連合議会の個人情報保護に関する条例の制定について

○出席議員（16名）

議長 16番	岩井 英明（赤井川村）	1番	堀 清（古平町）
2番	岩本 幹兒（積丹町）	3番	坂庭 進（留寿都村）
4番	猪狩 一郎（ニセコ町）	5番	宮本 幹夫（仁木町）
6番	渡邊 昭（京極町）	7番	菊地 光男（喜茂別町）
8番	中田 仁史（島牧村）	9番	古谷 眞司（倶知安町）
10番	田中 正浩（神恵内村）	11番	佐伯 秀範（真狩村）
12番	矢瀬 政男（共和町）	13番	宇留間 文宣（泊村）
14番	福本 誠一（黒松内町）	15番	富樫 順悦（蘭越町）

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

広域連合長	片山 健也
代表監査委員	佐藤 嘉己

○出席説明員

副広域連合長	川村 順二
事務局長兼総務課長	山口 丈夫
会計管理者	畑谷 順治
税務課長	小針 洋二
国民健康保険課長	高崎 貴明
介護保険課長	秋山 秀敏
総務課総務係長	波能 研人
税務課滞納徴収係長	小熊 一也

国民健康保険課国保係長	庄 司	良 佑
国民健康保険課保険給付係長	菅 野	ま み
介護保険課介護保険係長	佐々木	貴 裕
介護保険課事業推進係長	松 尾	真由美
介護保険課保険管理係長	黒 滝	傑
介護保険課介護給付係長	野 口	智 義

○出席事務局職員

事 務 局 長	山 口 丈 夫
書 記	波 能 研 人

○会議録署名議員

1 1 番 佐 伯 秀 範 (真狩村) 1 2 番 矢 瀬 政 男 (共和町)

◎開会、開議の宣言

○議長（岩井英明）

ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、令和5年第1回後志広域連合議会定例会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、11番佐伯議員、12番矢瀬議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（岩井英明）

日程第2、会期の決定を議題といたします。
会期の決定については、本日、議会運営委員会が開催され、その結果本日1日限りとの報告がありました。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。
これに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（岩井英明）

日程第3、諸般の報告をいたします。
本定例会に提出された議案につきましては、すでに配布している議案綴りのとおりでございます。
次に、監査委員から12月から2月までの例月出納検査の結果、正当である旨の報告がありましたので、お知らせいたします。
次に、地方自治法第121条の規定による説明員は、お手元に配布しております一覧表のとおりでございます。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政執行方針

○議長（岩井英明）

日程第4、令和5年度後志広域連合行政執行方針を行います。
片山広域連合長。

○広域連合長（片山健也）

広域連合長の片山です。本定例会よろしくお願いを申し上げます。
令和5年第1回後志広域連合議会定例会にあたり、後志広域連合行政執行方針を申し上げます。
令和5年第1回後志広域連合議会定例会において、令和5年度の各会計予算案並びに諸議案のご審議をいただくに当たり、広域連合行政の執行に対する所信を申し上げ、広域連合議会議員の皆様をはじめ、関係町村の皆様の一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。
初めに、令和4年度の広域行政の執行につきましては、後志広域連合議会並びに関係町村のご理解とご協力を賜り、各事務・事業が円滑に推進できましたことを、心から感謝とお礼を申し上げ

げます。

後志広域連合は、これまで後志広域連合広域計画に基づき、関係町村が互いに連携し、効率的で効果的な行政体制を構築し、事務・事業の共同執行、共同処理により、地域の一体的・総合的な発展に努めてまいりました。

未だに収束しない新型コロナウイルスに加え、ロシアのウクライナ侵攻による影響などに起因する、物価高や燃料費等の高騰は、私たちの経済活動、生活に多大なる影響を与えています。

このような中であって、広域連合の現状と課題を精査し、目指すべき将来を見据え、事務・事業を執り進めることが肝要であると考えております。

令和5年度予算編成に当たっては、将来に持続する住民福祉の増進を念頭に、広域計画の推進、最大の効果を最小の経費で効率的に進めるという基本理念の下、諸課題に的確に対応するよう取りまとめたところであります。

令和5年度における税の滞納整理業務については、関係町村から引き受けた事案が、これまで納税折衝を行っても早期納税に応じない滞納者が主体であることから、原則として滞納処分を前提とした厳正かつ効果的な滞納整理を行うことにより、税負担の公平性を図るとともに、税収の確保に努めてまいります。

また、引受案件については、的確な情報収集と実態把握に努め、差押財産については、適宜にインターネット公売を利用するなど、早期の換価処分により滞納額の圧縮を図ってまいります。

さらに、滞納整理に係る職員研修を開催し、各町村における徴収技術の向上を図るとともに、困難案件に関する滞納整理に関しても連携を図るなど、引受案件の滞納整理以外においても、関係町村の収入未済額の圧縮に寄与できるよう努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度に国民健康保険制度始まって以来の大改革である財政規模を都道府県に拡大し、北海道と市町村が一体となって国保の運営を行い、安定的な財政運営や効率的な事務の確保などの役割を担っております。現在は、令和12年度を目標に北海道が主導し、加入者負担の公平性の観点から国保税率の統一を目指して協議中であり、今後の動向に注視し関係町村、北海道及び関係機関と緊密に連携を取り、関係町村への的確な情報提供に努め、国保税額の急激な変動が生じないように取り組んでまいります。

また、国民健康保険に係る医療費については、近年は、広域連合管内の人口減少などに伴う被保険者数の減少により減額の傾向にあります。一人当たりの医療費については、医療の高度化や被保険者の高齢化、生活習慣病の増加などにより増額の向きにあるため、生活習慣病の早期発見など健康維持対策を中心に、関係町村と連携を密にしながら、特定健診の受診率向上に繋がる事業及び各種保健事業に取り組み、被保険者の一層の健康の保持と増進に努めてまいります。

さらに、医療費通知、後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知及びレセプト点検調査などにより医療費の適正化を図り、より安定した保険運営のために事務の効率化と経費の節減に努めてまいります。

介護保険業務につきましては、第8期後志広域連合介護保険事業計画の最終年を迎えます。

計画期間中の2年間の給付実績は、ほぼ計画どおりに推移してきておりますが、引き続き、計画の基本理念である、地域の実情に応じて高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した生活と日常生活を営むことができるよう「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、関係町村と連携・支援を進めてまいります。

また、後志広域連合関係町村の諸課題解決に向け導入している包括的支援事業アドバイザー業務を、本年度も継続してまいります。

地域支援事業においては、関係町村、地域包括支援センターとの意見交換・研修などを実施し、情報を共有するとともに、自立支援、介護予防・重度化防止に向けて、地域の実情に応じた課題解決等への取組を支援してまいります。

そして、適切な介護給付に取り組み、介護保険制度の円滑かつ持続的な運営を継続するために、関係町村及び各関係機関と連携を図り、安定的な保険運営に努めてまいります。

令和5年度は、「第9期介護保険事業計画」の策定年度となりますので、介護保険事業計画策定委員会での議論等を踏まえ、介護保険運営協議会や関係町村とも連携を図りながら、諸課題や懸案事項の解決を図るとともに、国の動向にも注視し、適切な事業計画を策定してまいります。

次に、令和5年度の一般会計、国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計の各会計

予算案について、申し上げます。

一般会計予算の歳入歳出総額は、2億324万4,000円で、前年度比較では、470万9,000円の増額であります。

また、関係町村の負担金は、1億1,632万円で、前年度比較では、529万1,000円の増額となっております。

国民健康保険事業特別会計予算の歳入歳出総額は、69億5,996万8,000円で、前年度比較では、3,589万1,000円の減額となっております。

また、関係町村の分賦金は、21億6,058万2,000円で、前年度比較では、6,395万5,000円の増額となっております。

介護保険事業特別会計予算の歳入歳出総額は、65億5,982万9,000円で、前年度比較では、3,108万8,000円の減額となっております。

また、関係町村の負担金は、9億9,652万1,000円で、前年度比較では、814万1,000円の減額となっております。

各会計の合計予算額は、137億2,304万1,000円で、前年度比較では、6,227万円の減額となり、関係町村の合計負担金は、32億7,342万3,000円で、前年度比較では、6,110万5,000円の増額となりました。

なお、派遣職員の人件費に係る派遣元町村への負担金は、一般会計が4,343万2,000円、国民健康保険事業特別会計が3,941万1,000円、介護保険事業特別会計が6,358万2,000円、合計1億4,642万5,000円で、前年度比較で、669万6,000円の増額となります。

以上で、令和5年度の後志広域連合行政を執行するに当たり、その方針と主な取り組みについて、所信を申し上げます。

今日、地方自治体は、人口の減少、地域経済の活性化、コロナ禍における自治体運営など、困難な課題を多数抱えておりますが、私に与えられた使命を全うするため、議員の皆様からいただきます、多くのご指導とご助言を基に、関係町村と連携を図りながら、事務・事業の共同執行と権限移譲の受け皿となる後志広域連合の発展に、職員と共に全力を尽くして取り組む所存でございます。

議会議員の皆様、関係町村の皆様、関係機関各位の、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。令和5年度の行政執行方針といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明）

これで、令和5年度後志広域連合行政執行方針を終わります。

◎日程第5 報告第1号

○議長（岩井英明）

日程第5、報告第1号、後志広域連合における要介護認定の状況についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○介護保険課長（秋山秀敏）

報告第1号、後志広域連合における要介護認定の状況についてご説明いたします。

後志広域連合における要介護認定の非該当の状況について別紙のとおり、報告する。

令和5年2月28日提出、後志広域連合長、片山 健也。

令和4年11月30日に開催されました後志広域連合議会定例会の際、後日資料提出としていた事項が2点ございました。

後志広域連合における要介護認定の状況で、一つは「介護申請してから認定までの平均日数」、もう一つにつきましては、「要介護認定の非該当の件数について」でございます。

それでは、お手元の資料によりご説明いたします。

「資料1」をご覧ください。

「後志広域連合における、要介護認定申請してから認定までの平均日数について」でございます。

令和3年度要介護適正化事業、業務分析データ最新の事務データによりますと、令和3年上半期では、広域連合の認定までの期間は平均38.2日となっており、北海道全体の平均と比べ1.

3日ほど長い結果となっております。

近年は、コロナ禍の影響により認定まで時間を要する状況となっておりますが、平成30年度から令和2年度の広域連合の平均日数については、38.23日となっております、ほぼ同様の期間で推移している状況にあります。

認定審査会の開催状況につきましては、4審査会合計で169回開催され、広域連合被保険者の2,945件の審査が行われております。

南後志地区については隔週、羊蹄山麓地区、岩宇地区、北後志地区につきましては、週1回のペースで行われ、1回あたりの審査件数の平均は件数の少ない審査会で約20件、多い審査会では約35件との状況であり、人口規模5万人未満の自治体の全国平均は1回あたり27.6件となっていることから全国平均に近い件数を審査している状況となっております。

現行制度の要介護認定申請の仕組みでは、大幅に期間短縮をしていくことは厳しい状況であります。円滑な認定に向けて事務を進めてまいりたいと思います。

次に、「資料2」をお開きください。

「後志広域連合における、要介護認定の非該当の状況について」でございます。

要介護認定につきましては、介護の必要量を全国一律の基準に基づいて客観的に判定する仕組みであり、1次判定及び2次判定の結果に基づき、保険者が申請者について要介護認定を行っております。

令和3年度広域連合全体の要介護認定申請及び更新、区分変更申請は、年間2,945件の申請があり、うち、非該当と判定された件数については全体で年間27件、0.91%となっております。全国平均でも申請者のうち1%程度は、非該当との判定結果となっている状況にあります。

非該当と判定された方は、介護サービスの利用は出来ませんが、構成町村内で実施展開されています介護予防事業等の利用や参加は可能ですので、事業参加等の働きかけを推進するなど、重度化防止・介護予防に向けた取組を進めて参りたいと思います。

以上で「後志広域連合における、要介護認定申請してから認定までの平均日数について」の報告とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これで報告第1号を終わります。

◎日程第6 議案第1号

○議長（岩井英明）

日程第6、議案第1号、後志広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（山口丈夫）

議長。

○議長（岩井英明）

山口事務局長。

○事務局長（山口丈夫）

議案第1号、後志広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。

後志広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のように制定する。

令和5年2月28日提出、後志広域連合長、片山健也。

条例文の朗読につきましては省略させていただき、本日お配りしております別紙の資料に基づき、概要を説明させていただきたいと思っておりますので、個人情報の保護に関する法律施行条例の制

定についてと書かれた資料の方をご覧ください。

1の「国の個人情報制度の見直し」といたしまして、個人情報の保護に関する法律の改正により、これまでの個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとなりました。

これにより令和5年4月1日から地方公共団体にも新法の規定が適用されることとなったため、地方公共団体は、新法の施行に必要な事項を定める条例を制定する必要が出てまいります。

次に、2の「条例制定の内容」に記載しておりますが、実際の条例の制定にあたっては、現行の後志広域連合個人情報保護条例の規定の大半が新法に規定されていることから、現行条例を廃止し、新たに新法の施行に必要な事項を定める条例を制定するものであります。関係町村におかれましてもそれぞれ制定済み、又は制定予定であるかと思えます。

それでは、第1条よりご説明いたします。

第1条につきましては、条例の趣旨を規定しております。

第2条につきましては、この条例において適用される機関を定義しております。今回の新法の適用範囲に議会は含まれていないことから、条例においても議会が含まれていないことを規定しております。また、条例で用いる用語の定義については、新法及び法施行令で用いられる用語の例によるものとします。

第3条になりますが、新法では開示請求者に対して開示しなければならない保有個人情報として「当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」とされていますが、情報公開条例においては、これに加え公務員等の「氏名」も不開示情報から除かれる開示情報となるため、本条において規定します。

続きまして第4条になります。開示請求に係る手数料についてですが、現行条例においても手数料は無料、写しの交付及び送付における費用の規定があるため、これを維持する規定を設けます。

第5条になります。

現行条例においては開示請求を受理した日から起算して15日以内に開示決定をするものとしております。

また、情報公開条例においても、同様に受理した日から起算して15日以内に開示決定することを定めています。

新法では開示請求があった日から30日以内と規定されているところですが、現状のサービス維持の観点から開示決定の期限を15日以内と規定するものです。

また、延長期間についても新法では30日以内とされているところですが、同様に現行条例と情報公開条例の現状を維持し、15日以内と規定します。

第6条については開示決定等の期限の特例について定めております。新法では60日以内の規定を設けていますが、今回の施行条例第5条により15日以内を期限とし、15日以内の延長を認めていることから第6条の規定では30日以内とします。

第7条では委任について定めております。

続きまして、附則ですが、第1項では施行期日を定めております。

第2項では今回の条例の施行に伴い、現行条例を廃止する旨定めております。

第3項から第6項では、現行条例から新法及び施行条例に代わることに伴い、制度の円滑な移行のため、経過措置を設けます。

第8項では現行条例が廃止されることに伴い、改正が必要な条例について規定しております。ここでは情報公開及び個人情報保護審査会の設置に関する条例について改正しております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

渡邊議員。

○議員（渡邊昭）

皆様ご苦勞様です。6番、渡邊です。

ただいまの説明で3ページの第2条の部分でお聞きしたいのですが、従来では15日以内ということで新法では30日以内という形になるということですが、それを15日以内にする必要性とどうしてそのようになっているのか。もう少しかみ砕いた説明をお願いします。

○事務局長（山口丈夫）

ただいまのご質問でございますが、今後は法律に基づいて個人情報の関係を執り進めるということですので、基本的には法律に従い30日以内ということでも良いのですが、現在、広域連合にあります、個人情報保護条例、情報公開条例の開示決定の期間として15日と定めているところがございます。法律そのままでもよろしいですが、厳しい方に設定するのは各条例に定めることが許されているところがございます。

現行条例が15日以内となっているところからこれを維持する観点から法施行条例でも新法30日に対して15日にとすると規定させていただいております。

○議員（渡邊昭）

再質問になるのですが、新法が30日以内にする意味合いがどこにあるのでしょうか。そこが理解できないです。新法で30日になった理由があると思います。ですからそれを覆して15日とするというところがわからないのでもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○事務局長（山口丈夫）

法律が30日になっておりますが、これまで各地方公共団体の条例においても団体によっては、30日に設定しているところがございますが、広域連合では15日ということです。

今回、新法が30日と設定した理由は私の方で把握できてはいないですが、国は法律として30日と設定したところがございます。繰り返しになりますが、広域連合としては、現在が15日ということですので、住民サービスという観点からこれを維持するような考えということになります。

新法の30日がこういった根拠なのかということですが、現時点で把握しておりません。

○議長（岩井英明）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより、議案第1号、後志広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

○議長（岩井英明）

起立多数であります。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（岩井英明）

日程第7、議案第2号、後志広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（山口丈夫）

議長。

○議長（岩井英明）

山口事務局長。

○事務局長（山口丈夫）

議案第2号、後志広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

後志広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年2月28日提出、後志広域連合長、片山健也。

次のページをお開き願います。

後志広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

後志広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

附則第1項、この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

第2項、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

説明、令和4年人事院勧告により国家公務員給与が改定されることに伴い、会計年度任用職員の給料月額を改定するため、所要の改正を行うもの。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

坂庭議員。

○議員（坂庭進）

会計年度任用職員給与制度を改正するという事で、同じ号俸号給でどのくらい給与が上がるのか。

また、パーセントだとどれくらいになるのか教えてください。

○事務局長（山口丈夫）

1号俸から20号俸くらいまでは、概ね3,600円から4,000円になります。65号俸くらいからは、2,000円プラスの給与になります。最終的には500円とか1,000円くらいになります。

議案に新旧対照表がございますので、そちらをご覧くださいと思います。

例えば新旧対照表で現行の1号俸14万6,100円が15万100円で4,000円プラスになります。

○議員（坂庭進）

最近、コロナウイルスが終息に向かっておりますが、リゾート等では労働する人材が足りない状況です。

民間では賃金を上げてきておりますが、公共の広域連合もそれに見合った給与にしていかなければ人材が集まらないということになると思います。人材がいなければ、行政を執行できないということになります。会計年度任用職員の給与については、上げてほしいと思います。

○議長（岩井英明）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより、議案第2号、後志広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

○議長（岩井英明）

起立多数であります。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（岩井英明）

日程第8、議案第3号、後志広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○国民健康保険課長（高崎貴明）

議長。

○議長（岩井英明）

高崎国民健康保険課長。

○国民健康保険課長（高崎貴明）

議案第3号、後志広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。

後志広域連合国民健康保険条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年2月28日提出、後志広域連合長、片山健也。

今般の改正の理由につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、令和5年2月1日付けで公布、令和5年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

具体的な改正内容につきましては、資料として改正条例の次に添付しております「新旧対照表」でご説明いたしますので、本議案最後のページをお開き願います。

第4条に規定している出産育児一時金の額「40万8,000円」を「48万8,000円」に改めるものでございます。

今般の改正については、出産育児一時金を現行の総額42万円から改正後の総額50万円と改めるものですが、出産育児一時金は、本人給付分と産科医療保障制度掛金分の二つに分けられております。この産科医療保障制度とは、通常の出産にもかかわらず重度脳性麻痺になった場合に補償金が支払われるもので、補償金の掛金は現在1万2,000円と定められており、今回改正する額と合わせて50万円となるものでございます。

なお、補償金の掛金額1万2,000円については、後志広域連合国民健康保険条例施行規則に委任され定められております。

最後に施行日についてですが、前ページの改正条例にお戻り願います。

本条例の施行日は、附則のとおり健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行日と同じ、令和5年4月1日といたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより、議案第3号、後志広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（岩井英明）

日程第9、議案第4号、令和4年度後志広域連合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（山口丈夫）

議長。

○議長（岩井英明）

山口事務局長。

○事務局長（山口丈夫）

議案第4号、令和4年度後志広域連合一般会計補正予算（第2号）。

令和4年度後志広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ696万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,864万円とする。

第2項の朗読は省略させていただきます。

令和5年2月28日提出、後志広域連合長、片山健也。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたします。

8ページをご覧ください。

1款、1項、1目「議会費」、補正額61万4,000円の減額。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大により議員視察研修を取りやめたことによる関連の費用弁償、旅費の減額となります。

続きまして2款、1項、1目の「一般管理費」、補正額197万5,000円の減額。

1節「報酬」から11節「役務費」まで執行見込みによる増減となっております。

12節「委託料」は業務内容の変更により200万円の減額となります。

9ページをご覧ください。

14節「工事請負費」、17節「備品購入費」は落札減の減額。

18節「負担金補助及び交付金」は派遣職員の異動等、実績に伴う増額補正となっております。

続きまして10ページをご覧ください。

2款、2項、1目「税務総務費」、補正額437万9,000円の減額。

3節「職員手当等」23万6,000円の減額につきましては、時間外勤務手当において、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、年度当初からの滞納整理における搜索及び搜索に伴う動産の差押えを自粛したため、事前・事後の事務が減少したことから減額補正するものであります。

8節「旅費」は73万7,000円の減額。

費用弁償ですが、町村職員特別研修会の講師について、こちらも新型コロナウイルスの感染状況により、道外在住の講師から道内在住の講師に変更したことによる減額、普通旅費に関しましても新型コロナウイルスの影響から道外への滞納処分執行、市町村職員研修会の参加を見送ったこと、及び道内の滞納処分執行の実施回数を削減したことによる減額となります。

11節「役務費」は402万3,000円の減額でございます。

令和4年度においては、公売の予定がないことから手数料を減額補正するものです。

続きまして、歳入をご説明いたします。

5ページをご覧ください。

1款、1項、1目「負担金」、補正額294万1,000円の減額。この内、1節「町村負担金」につきましては294万円の減額。各町村別の内訳は説明欄のとおりでございます。

6ページをご覧ください。

2節「低所得者保険料軽減町村負担金」は1,000円の減額。端数調整を行う町村が神恵内村からニセコ町に移ったことによる減額です。

続きまして3款、1項、1目「低所得者保険料軽減道負担金」は1万2,000円の増額補正になります。令和3年度、過年度分の追加交付による増額となります。

7ページをご覧ください。

5款、2項、1目「滞納処分費」は402万3,000円の減額補正。歳出の「税務総務費」でご説明いたしましたが、公売に係る手数料を滞納処分費として計上していたものを、減額補正するものであります。

2目の「雑入」は社会保険料、雇用保険料の「納付金」の実績による減額となります。

なお、1ページの「第1表 歳入歳出予算補正」及び3ページの「歳入歳出補正予算事項別明細書」の「総括」につきましては、ただいまご説明を申し上げました内容の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

渡邊議員。

○議員（渡邊昭）

6番、渡邊です。ただいま説明のありました、8ページの歳出になります。

歳出の一般管理費、委託料のところ200万円の減額となっておりますが、これについて、もう少し詳しい説明をお願いします。

ネットワーク機器更新 Office ライセンスの委託料なのですが、取りやめてしまうと業務に差し支えがあるのではないかという観点から質問しましたのでよろしくお願いします。

○事務局長（山口丈夫）

ただいまのご質問でございますが、こちらの委託料につきましては、業務内容の変更に伴う減額という形でご説明させていただいたのですが、内容の変更というのが Office のライセンス更新に係るものでございまして、当初はこれまでと同じマイクロソフト Office に更新する予定でしたが、それをジャストシステム社の Office に変更したことによって差額が出て減額するものになります。見込んでいた業務を無くしたことによる減額ではありません。

○議長（岩井英明）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより、議案第4号、令和4年度後志広域連合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(岩井英明)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長(岩井英明)

日程第10、議案第5号、令和4年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○国民健康保険課長(高崎貴明)

議長。

○議長(岩井英明)

高崎国民健康保険課長。

○国民健康保険課長(高崎貴明)

議案第5号、令和4年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

令和4年度後志広域連合の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億2,078万1,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億2,555万3,000円とする。

第2項の規定につきましては、朗読を省略させていただきます。

令和5年2月28日提出、後志広域連合長、片山健也。

事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので9ページをお開き願います。

3「歳出」、1款、1項、1目「一般管理費」は、1億2,094万6,000円の追加でございます。主な内訳としまして、3節「職員手当等」のうち時間外勤務手当は、被保険者証の更新、月報等作成、会議資料等作成事務などを想定しておりましたが、時間内で完了したため57万円減額とし、期末手当と合わせて59万2,000円減額しています。8節「旅費」は、広域連合及び関係町村に関わる旅費で、Web会議等により旅費が発生しなくなったなどの理由により40万4,000円減額としています。そのほか、1節から11節「役務費」については、実績及び実績見込みに基づくものです。

10ページに移りまして、12節「委託料」、共同電算処理委託料は国保連に支払う共同処理に係る委託料で105万2,000円の減、18節「負担金補助及び交付金」では、1億2,319万3,000円の追加。内訳としましては、派遣職員の人件費負担金として17万3,000円を減額するほか、へき地直営診療所負担金として、3町の直営診療所の運営費分と施設設備に対する負担金合わせて1億2,336万6,000円を追加するものでございます。

11ページに移りまして、1款、3項、1目「特別対策事業費」は、62万6,000円の減額で、内訳としまして、11節「役務費」は、医療費通知に係る郵便料で59万6,000円減額、12節「委託料」は、柔道整復施術療養費支給申請書点検業務委託で3万円の減額となり、いずれも実績等に基づくものです。

その下の枠、2款、1項、1目「療養給付費」は、107万2,000円の追加でございます。こちらは、一般被保険者返納金等を繰越財源にするため、「歳入」、4款、2項、1目及び2目の現年度分と同額を計上するものです。

その下の枠、3款、1項、1目「医療給付費分」は、納付金の確定に伴い2,000円を減額するものです。

12ページをお願いします。

5款、1項、1目「特定健康診査等事業費」は、544万9,000円の減でございます。内容としまして、12ページの8節「旅費」から14ページまで移行し、18節「負担金補助及び交付金」について、関係町村の実績見込みに基づき減額いたします。

14ページの下枠、5款、2項、1目「疾病予防費」は、274万6,000円の減でございます。

こちら、14ページの8節「旅費」から15ページの18節「負担金補助及び交付金」まで、各町村等で実施している疾病予防に係る経費について、実績見込みに伴い減額するものです。

16ページ、7款、1項、1目「償還金」、22節「償還金利子及び割引料」は、758万6,000円の追加。内容につきましては、令和3年度災害等臨時特例補助金及び保険給付費等交付金の精算で返還金の合算額となります。

以上、歳出合計1億2,078万1,000円の追加補正でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、5ページにお戻り願います。

2「歳入」、1款、1項、1目「国民健康保険分賦金」、1節「医療給付分」4,218万5,000円の減額となります。こちらは、実績見込みによる減額によって分賦金の総額は減額となっております。次の6ページにまたがりませんが、各町村の金額につきましては説明欄に記載とおりでございます。

6ページの下の子、2款、1項、1目「保険給付費等交付金」は、2節「保険給付費等交付金（特別）」で、1億6,190万6,000円の追加。説明欄にあります、保険者努力支援分で3,187万円の追加。その下の特別調整交付金1億2,881万3,000円の追加。こちらの内訳としましては、へき地診療所運営費・直営診療施設整備分及び国保ヘルスアップ事業となっております。その下の道繰入金2号分は、252万6,000円追加。その下の特定健康診査等負担金は、130万3,000円の減額となります。

7ページに行きまして、4款、2項、1目「第三者納付金」は、23万円の追加で、第三者行為による返納金の返納実績に伴うものとなります。

4款、2項、2目「返納金」は、84万円の追加で、一般被保険者の国保資格の過誤などによる返納金の返納実績に伴うものとなります。

8ページに移りまして、4款、2項、3目「雑入」は、1万円の減額で、会計年度任用職員の社会保険料と雇用保険料でございます。

以上、歳入補正額合計は歳出と同額の1億2,078万1,000円を追加補正するものでございます。

参考として、補正予算の町村別内訳表を議案の最後に添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

なお、1ページからの「第1表歳入歳出予算補正」、及び3ページの「歳入歳出補正予算事項別明細書1総括」につきましては、ただいま説明いたしました内容の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより、議案第5号、令和4年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（岩井英明）

日程第11、議案第6号、令和4年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○介護保険課長（秋山秀敏）

議長。

○議長（岩井英明）

秋山介護保険課長。

○介護保険課長（秋山秀敏）

議案第6号、令和4年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

令和4年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億2,195万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ66億7,095万8,000円とする。

第2項については、朗読を省略させていただきます。

令和5年2月28日提出、後志広域連合長、片山健也。

今回、補正の主な内容につきましては、歳出の総務費、介護サービス等給付費、地域支援事業費の実績見込みによる増減と、それに伴う歳入の町村負担金及び国庫負担金等の追加、減額を行うものでございます。

それでは歳出からご説明いたしますので、議案の13ページをお開き願います。

1款「総務費」、1項、1目「一般管理費」は、97万9,000円減額でございます。内容といたしましては、1節「報酬」、介護保険運営協議会委員などの報酬実績見込みによる減としております。8節「旅費」は、介護保険運営協議会委員費用弁償、職員研修旅費の実績見込みによる減としております。13節「使用料及び賃借料」は、会議室借上げの実績見込みによる減としております。18節「負担金補助及び交付金」は、介護保険課10名の職員人件費の実績見込みによる負担金の減が主な内容でございます。

14ページをご覧ください。

3項「介護認定審査会費」、1目「認定審査会費」、12節「委託料」は、南後志地区、羊蹄山麓地区の認定審査会の実績見込みにより310万1,000円の増、18節「負担金補助及び交付金」は、岩宇地区の実績見込みにより15万2,000円の減となり、合わせて294万9,000円の増額とするものです。

15ページをご覧ください。

4項、1目「計画策定委員会費」は、14万3,000円の減額でございます。内訳につきましては、1節「報酬」、介護保険事業計画検証委員会に係る実績見込みによる10万円の減額としております。8節「旅費」、委員に係る費用弁償の実績見込みによる4万3,000円の減額となります。

続きまして、2款「介護給付費」、1項、1目「介護サービス等給付費」は、1億5,223万2,000円の減額です。介護サービス給付費の実績見込額による減額でございます。サービス毎の増減内訳について、居宅介護サービス給付費6,459万8,000円、施設介護サービス給付費4,062万9,000円、居宅介護サービス計画給付費1,241万1,000円、地域密着型サービス給付費2,097万7,000円の減額につきましては、訪問介護・看護・ショートステイ等の居宅系、特養などの施設系、地域密着型特養やグループホームなどの地域密着型サービスにおいて、サービス利用者の減少が見込まれるためです。

また、居宅介護予防サービス給付費741万円、16ページに移りまして、居宅介護予防サービス計画給付費113万4,000円、地域密着型介護予防サービス給付費191万8,000円の減額につきましては、介護予防通所リハビリテーションや認知症対応型グループホームなどにおいてサービス利用者の減少が見込まれるためです。高額介護サービス費等給付費566万5,000円の追加については、

対象者への申請勧奨強化を実施したことにより対象者の増加が見込まれることによるものです。さらに、特定入所者介護サービス給付費882万円の減額につきましては、令和3年8月からの制度改正の部分や施設系サービス利用者の減に伴い、対象者の利用実績の減少が見込まれることによるものです。

介護サービス給付費の町村別サービス毎の見込額につきましては、18ページの「資料1」に一覧表を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思っております。

16ページ中段をご覧ください。

3款「地域支援事業費」、1項、1目「介護予防・生活支援サービス等事業費」は、676万8,000円の減額でございます。内訳につきましては、11節「役務費」、審査支払手数料につきましては、審査件数の伸びを見込み1万4,000円の追加でございます。12節「委託料」423万3,000円の減額。

17ページに移りまして、18節「負担金補助及び交付金」254万9,000円の減額につきましては、主に関係町村に委託している介護予防・日常生活支援総合事業の実績見込みによる減額でございます。

2項、1目「包括的支援事業・任意事業費」、12節「委託料」1,646万7,000円の減額でございますが、こちらにつきましても、町村に委託している事業で、実績見込みによる減額となっております。

6款「諸支出金」、1項「償還金及び還付加算金」、1目「償還金」は、4,831万4,000円の減額でございます。本年度より支払基金からの交付金につきましては、前年度に超過交付となった交付金の清算方法が、精算額充当へと変更になったことに伴い減額するもので、歳入で支払基金交付金の額を減額するとともに、歳出において財源更正するものでございます。

以上が、歳出の補正となります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

5ページをお開き願います。

2款「分担金及び負担金」、1項、1目「広域連合負担金」2,121万8,000円の減額でございます。増減内訳につきましては、5ページから10ページにかけてとなりますが、1節「介護給付費町村負担金」1,902万9,000円の減額につきましては、介護サービス等給付費の減額に伴う町村負担金の増減です。

6ページになりますが、2節「地域支援事業町村負担金（介護予防・日常生活支援総合事業）」84万6,000円の減額でございますが、関係町村の総合事業の実績見込みに伴う町村負担金の増減となっております。

7ページになりますが、3節「地域支援事業町村負担金（包括的支援事業・任意事業）」317万円の減額でございますがこちらにつきましても、関係町村の包括的支援事業・任意事業の実績見込みに伴う町村負担金の増減です。

8ページになりますが、4節「事務費等町村負担金」112万2,000円の減額ですが、介護保険課職員の人件費見込みや職員研修旅費などの実績見込みの減額が主な要因であります。

9ページから10ページになりますが、5節「介護認定審査会町村負担金」については、294万9,000円の増額でございますが、介護認定審査会に係る経費の増額によるもので、羊蹄山麓地区認定審査会につきましては増額、南後志地区認定審査会及び岩宇地区介護認定審査会は減額となったことによるものでございます。

なお、ただいまご説明いたしました町村負担金の補正後の額については、議案最後の19ページ「資料2」に、各町村別の負担金額を記載した一覧表を添付しておりますのでご覧いただければと思います。

11ページをご覧ください。

3款「国庫支出金」、1項、1目「介護給付費負担金」2,582万9,000円の減額につきましては、介護サービス給付費の実績見込みに伴う国庫負担金の減額でございます。

3款、2項「国庫補助金」は、5,583万3,000円の減額でございます。内訳につきましては、1目「調整交付金」4,908万4,000円の減額は介護サービス給付費の減額に伴うもので、2目「地域支援事業総合事業」、3目「包括的支援事業」の交付金につきましては、実績見込額の減額に伴い、それぞれ50万3,000円と634万円の減額とするものでございます。

次に、5目「介護保険災害等臨時特例補助金」9万4,000円追加するものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険第1号保険料の減免に対する財政支援として、現時点での内示額分の補助金でございます。

続きまして、4款、1項「支払基金交付金」についてですが、9,124万5,000円の減額でございます。内訳につきましては、国庫支出金と同様に介護サービス給付費の実績見込み、地域支援事業の実績見込みによる減額に伴い支払基金が交付する負担分の減額と、本年度より交付金の精算額充当化へと変更になったことにより減となる額を減額するものです。

続きまして、12ページをお開き願います。

5款「道支出金」、1項「道負担金」、1目「介護給付費負担金」になりますが、介護サービス等給付費の実績見込額の減により、道負担額を2,371万9,000円減額するものでございます。

2項「道補助金」、1目「地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）」、2目「（包括的支援事業・任意事業）」につきましても、事業費の実績見込額の減に伴い、それぞれ84万6,000円と317万円を減額するものでございます。

7款「繰入金」、2項、1目「基金繰入金」、1節「介護保険基金繰入金」を、9万4,000円減額する補正でございます。こちらは、介護保険災害等臨時特例補助金を介護サービス等給付費に充てるため、結果として基金の取崩額が減額となるものでございます。

以上が歳入の内容となります。

なお、1、2ページの「第1表歳入歳出予算補正」、3、4ページの「歳入歳出補正予算事項別明細書1総括」につきましては、ただいまの説明の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で、令和4年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより、議案第6号、令和4年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12～14 議案第7号～9号

○議長（岩井英明）

日程第12、議案第7号、令和5年度後志広域連合一般会計予算から、日程第14、議案第9号、令和5年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算を、議題といたします。

予算の審議にあたりましては、議会運営委員長より、予算特別委員会は設置せず、本会議で審議することの決定がされた旨の報告がありました。

お諮りします。

議案第7号から議案第9号までの予算議案3件については、本会議で審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(岩井英明)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号から議案第9号までにつきましては、本会議で審査することに決定いたしました。

○議長(岩井英明)

日程第12、議案第7号、令和5年度後志広域連合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長(山口丈夫)

議長。

○議長(岩井英明)

山口事務局長。

○事務局長(山口丈夫)

議案第7号、令和5年度後志広域連合一般会計予算。

令和5年度後志広域連合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億324万4,000円と定める。

第2項以降につきましては、朗読を省略させていただきます。

令和5年2月28日提出、後志広域連合長、片山健也。

歳入歳出にかかる前年度との比較、また、主な増減理由につきましては、「資料1」を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

なお、新年度予算の説明につきましては、新たに予算計上されたものや、前年度に比較して、大幅に予算額が増減したものを、主に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、17ページをご覧ください。

それでは、ご説明申し上げます。

1款、1項、1目「議会費」、本年度予算額183万2,000円。予算につきましては、議会開催に係る経費など例年同様の予算をお願いするものでございます。

1節の「報酬」から13節の「使用料及び賃借料」まで、ご覧のとおりでございます。

この中で、令和4年度は見送りました議員視察研修ですが、道内への研修費用として計上しております。現在、新型コロナウイルスの感染状況は減少傾向を見せつつありますが、実施に関しましては、感染状況等を勘案しながら判断していきたいと考えております。

19ページをご覧ください。

2款、1項、1目「一般管理費」、本年度予算額6,663万7,000円。予算につきましては、副広域連合長給料、事務所借上料、職員人件費など管理経費に関する予算でございます。

23ページをご覧ください。

12節「委託料」におきましては、データセンターで稼働しているサーバーOS及び関係町村設置のデータセンター接続用ルータの更新などの業務、財務書類作成支援業務、プロパー職員に係る条例等整備の委託を新規に計上しております。

24ページをご覧ください。

17節「備品購入費」につきましては、老朽化した事務室内の椅子の更新、空気清浄機の購入等を見込んでおります。

18節「負担金補助及び交付金」では、事務局職員の派遣交代による人件費の増額となっております。

25ページをご覧ください。

2目「行政不服審査会費」、本年度予算額9万8,000円。1節「報酬」から13節「使用料及び賃借料」まで、ご覧のとおりでございます。

26ページをご覧ください。

2項、1目「税務総務費」、本年度予算額2,404万5,000円。3節「職員手当等」から27ページの18節「負担金補助及び交付金」まで、ご覧のとおりでございます。

8節「旅費」におきましては、道外の研修の計上による普通旅費の増額。

11節「役務費」の手数料でございますが、423万7,000円のうち、公売に係る手数料は402万3,800円を計上しております。

18節「負担金補助及び交付金」につきましては、事務局職員人件費の増額となっております。

28ページをご覧ください。

3項、1目「選挙管理委員会費」、本年度予算額12万8,000円。選挙管理委員会開催に要する経費で、1節「報酬」から10節「需用費」まで、ご覧のとおりでございます。

29ページをご覧ください。

4項、1目「監査委員費」、本年度予算額38万円。出納検査、定例監査、決算審査などに要する経費で、1節「報酬」から18節「負担金補助及び交付金」まで、ご覧のとおりでございます。

30ページをご覧ください。

3款、1項、1目「老人福祉費」、本年度予算額1億909万9,000円。介護保険第1号被保険者の介護保険料の軽減措置として介護保険事業特別会計へ繰出しするものでございます。

31ページをご覧ください。

4款、1項、1目「利子」、2万5,000円。一時借入金利子でございます。

33ページをご覧ください。

5款、1項、1目「予備費」、本年度予算額100万円でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

8ページをご覧ください。

1款、1項、1目「負担金」、本年度予算額1億1,632万円。

1節「町村負担金」、8,904万6,000円。各町村の負担額は説明欄のとおりでございます。

なお、参考資料として予算書の最後のページに「資料2」として、負担金算出調書を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

9ページをご覧ください。

2節「低所得者保険料軽減町村負担金」、2,727万4,000円。歳出の老人福祉費で申し上げました、介護保険料軽減に係る町村負担金でございます。

12ページをご覧ください。

2款、1項、1目「低所得者保険料軽減国庫負担金」、本年度予算額5,454万9,000円でございます。

13ページをご覧ください。

3款、1項、1目「低所得者保険料軽減道負担金」、2,727万4,000円でございます。

14ページをご覧ください。

4款、1項、1目「繰越金」、本年度予算額1,000円。前年度繰越金でございます。

15ページをご覧ください。

5款、1項、1目「預金利子」、本年度予算額1,000円。預金利子でございます。

16ページをご覧ください。

2項、1目「滞納処分費」、本年度予算額417万2,000円。滞納処分費でございます。

2目、1節「納付金」、本年度予算額92万6,000円。社会保険料、雇用保険料等でございます。

2節「雑入」、1,000円でございます。

なお、1ページの「第1表歳入歳出予算」及び5ページの「歳入歳出予算事項別明細書」の「総括」につきましては、ただいまご説明を申し上げました内容の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了いたします。
討論を行います。
討論ありませんか。
〔なし〕と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

討論なしと認めます。
これより、議案第7号、令和5年度後志広域連合一般会計予算を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

異議なしと認めます。
したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩井英明）

日程第13、議案第8号、令和5年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○国民健康保険長（高崎貴明）

議案第8号、令和5年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

令和5年度後志広域連合の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69億5,996万8,000円と定める。

第2項以降の規定については、朗読を省略いたします。

令和5年2月28日提出、後志広域連合長、片山健也。

歳入歳出予算事項別明細書により、歳出からご説明させていただきますので、20ページをお開き願います。

なお、説明につきましては、前年度予算額を省略し、予算額が大きく増減したものを主として説明させていただきます。

それでは、20ページ、3「歳出」、1款、1項、1目「一般管理費」は、6,439万円とするものでございます。1節「報酬」から23ページの11節「役務費」までは、例年と同様の内容の予算でございますので詳細の説明を省略いたします。

23ページ下段からの12節「委託料」1,306万5,000円は、例年同様の委託内容で国保連へ支払う共同電算処理委託料、24ページへ移りまして、広域連合の市町村事務処理標準システムを利用するにあたり、ネットワークの保守に係る国民健康保険電算システム保守管理業務委託料をそれぞれ計上しております。13節「使用料及び賃借料」は、会議室借上料として8万1,000円、18節「負担金補助及び交付金」は、国民健康保険課への派遣職員6名の人件費負担金で人事異動に伴い3,941万1,000円でございます。

その下の、1款、1項、2目「連合会負担金」5,166万8,000円は、国保連合会の一般会費や市町村事務処理標準システムの運用経費などに係る費用となっております。

25ページをお願いします。

1款、2項、1目「運営協議会費」36万円は、国保運営協議会開催等に伴う経費としまして、例年同様の予算内容でございます。

26ページをお開き願います。

1款、3項、1目「特別対策事業費」は、421万2,000円でございます。10節「需用費」は、主に被保険者証の更新に合わせて配布するパンフレット等の購入費用、11節「役務費」は、医療費等通知及び国保連が処理する事務手数料、12節「委託料」は、柔道整復施術療養費支給申請書点検業務委託でございます。

27ページをお願いします。

2款「保険給付費」でございますが、1項「療養諸費」から31ページの5項「葬祭諸費」までは、北海道より国保事業費納付金算定時に見込額が示されておりますので、基本的にはそちらの金額に合わせて計上してございます。

27ページの、2款、1項、1目「療養給付費」は、39億5,400万2,000円、2目「療養費」は、2,937万8,000円、3目「審査支払手数料」は、775万5,000円でございます。

28ページをお開き願います。

2款、2項、1目「高額療養費」は、6億2,103万6,000円、2目「高額介護合算療養費」は、35万2,000円、3目「高額外来年間合算療養費」は64万円。こちらは、実績を基に算出し48万円の増となっております。

29ページをお願いします。

2款、3項、1目「移送費」は、前年度と同様の予算内容でございます。

30ページをお開き願います。

2款、4項、1目「出産育児一時金」3,952万5,000円は79名分で、金額については1件50万円を計上しております。

31ページをお願いします。

5項、1目「葬祭費」228万円は、76件分を計上しています。

2款「保険給付費」の総額としましては、46億5,497万8,000円となっております。

32ページをお開き願います。

3款「国民健康保険事業費納付金」。こちらは北海道に納める費用となります。1項、1目「医療給付費分」は、14億4,631万1,000円。

33ページをお願いします。

2項、1目「後期高齢者支援金等分」は、4億1,526万9,000円。

34ページをお開き願います。

3項、1目「介護納付金分」は、1億6,264万8,000円となっております。

3款全体で20億2,422万8,000円となっております。

35ページの4款「共同事業拠出金」は、例年と同様の内容ですので、説明を省略させていただきます。

36ページをお開き願います。

5款「保健事業費」は、各町村で実施していただいております事業費の積み上げにより予算を計上しております。

1項、1目「特定健康診査等事業費」は、1億96万8,000円でございます。36ページの8節「旅費」、37ページから39ページまでの10節「需用費」につきましては、共通経費としての広域連合分と関係町村分の積算となっており、内訳は説明欄に記載のとおりでございます。39ページ中段からの11節「役務費」は、特定健診の案内などに係る郵便料や国保連でのデータ処理に係る共同処理手数料で352万6,000円、その下の12節「委託料」4,568万8,000円、説明欄の特定健診等委託料3,837万7,000円は、広域連合が関係町村に委託して事業を実施しており、関係町村から提出していただいた金額を計上しています。39ページから41ページ中段の説明欄に町村別の金額を記載しております。

41ページの委託料の中ごろに、機器保守点検委託料376万1,000円、その下、特定健診未受診者対策業務委託227万円、その下の特定健診情報提供事業委託料57万6,000円。こちらは例年と同様の予算内容でございますので、説明を省略させていただきます。

42ページをお開き願います。

データヘルス計画策定支援業務委託料70万4,000円。こちらは、健診・医療情報など国保データベースシステムを活用して、より効果的かつ効率的な保健事業を実施するための計画を策定しているもので積丹町が民間業者へ委託して実施する分です。

その下の13節「使用料及び賃借料」30万8,000円は、特定健診に係る機器類の借上料を計上し、その下の18節「負担金補助及び交付金」、国保連合会負担金4,540万5,000円は、国保連が実施する受診率向上支援共同事業及びデータヘルス計画策定支援について、10町村が事業に取り組む費用を計上しております。そのほかについては、例年と同様の内容の予算でございます。

で説明を省略させていただきます。

44ページをお開き願います。

5款、2項、1目「疾病予防費」は、2,901万5,000円でございます。7節「報償費」、8節「旅費」、次の45ページまで続く10節「需用費」、さらに46ページまで続く11節「役務費」につきましては、1項の「特定健康診査等事業費」同様、広域連合分と関係町村分の積算となります。同じく、46ページから47ページの12節「委託料」1,765万7,000円は、関係町村で行う短期人間ドック等の検診に係る委託料です。

47ページから48ページまでの18節「負担金補助及び交付金」、予防接種等負担金外1,004万8,000円は、関係町村における予防接種事業等に対する負担金の合計でございます。町村別の内訳は説明欄記載のとおりでございます。

49ページの6款「公債費」、50ページの7款「諸支出金」、51ページの8款「予備費」については、例年と同様の内容ですので、説明を省略させていただきます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、10ページにお戻り願います。

2「歳入」、1款、1項、1目「国民健康保険分賦金」は、21億6,058万2,000円でございます。分賦金の内訳につきまして、1節「医療給付分」15億8,266万5,000円、11ページ下段の2節「介護保険分」1億6,264万8,000円、13ページをお開きいただき3節「後期高齢者分」4億1,526万9,000円を計上してございます。

なお、各町村の額につきましては、説明欄に記載のとおりとなります。

少し飛びますが、16ページをお開き願います。

2款、1項、1目「保険給付費等交付金」は、47億9,891万6,000円。1節「保険給付費等交付金（普通）」46億5,497万8,000円は、歳出の2款「保険給付費」に充てる費用として北海道から交付されるもので、歳出2款の合計額と同額となっております。

2節「保険給付費等交付金（特別）」1億4,393万8,000円は、保健事業や徴収率などを点数化して交付される保険者努力支援分、健康づくりなどの個別に取り組む事業に対して交付される特別調整交付金と道繰入金2号分、及び特定健康診査等負担金でございます。

続きまして、17ページの3款「繰越金」、18ページ、19ページの4款「諸収入」については、例年と同様内容ですので、説明を省略させていただきます。

以上、令和5年度国民健康保険事業特別会計の予算となります。

なお、1ページからの「第1表歳入歳出予算」、及び6ページからの「歳入歳出予算事項別明細書1総括」につきましては、ただいま説明いたしました内容の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

また、議案の後ろに資料を添付してございますので後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより、議案第8号、令和5年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(岩井英明)

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長(岩井英明)

日程第14、議案第9号、令和5年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○介護保険課長(秋山秀敏)

議長。

○議長(岩井英明)

秋山介護保険課長。

○介護保険課長(秋山秀敏)

議案第9号、令和5年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算について、ご説明いたします。

令和5年度後志広域連合介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65億5,982万9,000円と定める。

第2項以降につきましては、朗読を省略させていただきます。

令和5年2月28日提出、後志広域連合長、片山健也。

前年度当初の予算と比較いたしますと、3,108万8,000円の減となっております。

減額の主な要因としましては、令和4年度において実施しました、介護保険システムのオンライン申請改修、収納管理システムに対する滞納機能強化改修業務委託等の業務完了に伴う総務費の減額、また、3か年ごとの介護事業計画策定のためのニーズ調査委託の調査業務完了などに伴い、地域支援事業費で2,748万2,000円の減額見込みなどが主な理由となっております。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、34ページをお開き願います。

3「歳出」、1款「総務費」、1項、1目「一般管理費」で、1億809万4,000円を計上しております。前年度比較707万9,000円の減になります。34ページ、1節「報酬」から、35ページ11節「役務費」につきましては、事務的経費で必要見込額を計上しておりますので、ご高覧いただければと思います。

36ページをお開き願います。

12節「委託料」2,617万4,000円を計上しております。内訳につきましては、電算システム及びマイナンバー環境設備の保守業務分として計上させていただいております。13節「使用料及び賃借料」は、例年計上しています会議室の借上料と、パソコンソフトのライセンス料、指定事業者等管理システムのライセンス料として、24万4,000円を計上させていただいております。18節「負担金補助及び交付金」については、事務局職員人件費負担金等について、介護保険課派遣職員の10名分を見込んでおります。国保連合会負担金、会議等負担金と合わせ6,465万円を計上しております。

38ページをお開き願います。

2項「徴収費」、1目「賦課徴収費」は、797万円を計上させていただいております。10節「需用費」から11節「役務費」については、郵便料、滞納処分費としてその他手数料等、39ページになりますが、12節「委託料」については、介護保険料納入通知書等の印刷委託料等、13節「使用料及び賃借料」については、複写機借上料を計上させていただいております。

40ページをお開き願います。

3項、1目「認定審査会費」は、4,349万8,000円を計上させていただいております。審査会経費は、それぞれ4つの審査会から提出された金額に基づき計上しております。委託料で計上している内訳としまして、南後志地区審査会経費717万6,000円と、羊蹄山麓地区審査会経費1,759万4,000円、負担金で計上している内訳としまして岩宇地区審査会経費835万9,000円、北後志地区審査会経費1,036万9,000円でございます。

41ページをご覧ください。

1款、4項、1目「計画策定委員会費」は、699万1,000円を計上させていただいております。こちらは、介護保険事業計画の検証委員会及び策定委員会に係る報酬、費用弁償のほか、令和5

年度につきましては、3か年ごとに作成する介護保険事業計画の策定年度となっているため、12節「委託料」で、第9期介護保険事業計画策定委託料を672万1,000円計上させていただいております。

42ページをお開き願います。

2款「介護給付費」、1項、1目「介護サービス等給付費」は、57億9,932万2,000円を計上させていただいております。こちらは、令和4年度の実績見込額に令和4年10月の介護職員等ベースアップ等支援加算創設の介護報酬改定の要因を加え、さらに給付費の伸び率を勘案した額を給付費の見込額とさせていただきました。なお、サービスごとの給付費予算は、42ページから43ページの説明欄に記載のとおりでございますので、ご高覧いただければと思います。

44ページをお開き願います。

3款「地域支援事業費」、1項、1目「介護予防・生活支援サービス等事業費」は、1億9,859万9,000円を計上させていただいております。11節「役務費」では審査支払手数料を、12節「委託料」、18節「負担金補助及び交付金」の説明欄に記載の介護予防に係る事業費につきましては、関係町村から提出された事業費の積み上げ額となっております。

45ページをご覧ください。

3款、2項、1目「包括的支援事業・任意事業費」は、3億8,838万6,000円でございます。地域包括支援センター運営費のほか、在宅医療・介護連携推進事業費や生活支援体制整備事業費等となります。内訳でございますが、11節「役務費」は、介護給付の適正化事業として実施する介護給付費通知書の発送に伴う郵便料金や国保連に対する手数料でございます。12節「委託料」は、関係町村が実施する事業費の積み上げとなっており、3億8,751万8,000円となっております。また、この委託料の中には広域連合実施事業であるケアプラン点検委託料、アドバイザー業務委託料も含まれています。

46ページをお開き願います。

4款「基金積立金」、1項、1目「介護保険基金積立金」は、基金利子分として1万3,000円を計上しています。

47ページをご覧ください。

5款「公債費」、1項、1目「利子」は、一時借入金利子として昨年同様の38万5,000円を計上させていただいております。

48ページをお開きください。

6款「諸支出金」、1項、1目「償還金」、2目「第1号被保険者保険料還付金」、3目「第1号被保険者保険料還付加算金」は、昨年同様の額を計上させていただいております。

49ページをご覧ください。

7款「予備費」、1項、1目「予備費」は、600万円を計上しております。

以上が歳出の予算となります。

続きまして、歳入のご説明をいたします。

11ページをお開き願います。

1款「保険料」、1項、1目「第1号被保険者保険料」は、10億8,422万円を計上させていただいております。こちらは、令和5年度の現年度分につきましては、前年対比1,410万円減の10億8,194万2,000円を計上させていただいておりますが、この要因としては、第1号被保険者数の実績推移に伴う保険料の見込減でございます。

また、滞納繰越分については、令和4年度末の滞納繰越見込額752万1,000円と見込みまして令和4年度の徴収見込率である30.3%を乗じた227万8,000円を計上させていただきました。

12ページをお開き願います。

2款「分担金及び負担金」、1項、1目「広域連合負担金」は、前年対比814万1,000円減の9億9,652万1,000円でございます。負担金の内訳については、1節「介護給付費町村負担金」で、介護サービス等給付費に係る負担金につきましては、給付費の12.5%に相当する額が負担額となるわけですが、こちらは7億2,491万5,000円を見込んでおります。

なお、各町村別の負担金額は、説明欄に記載のとおりでございますので、お目通しいただければと思います。

13ページになりますが、2節「地域支援事業町村負担金(介護予防・日常生活支援総合事業)」

に係る負担金でございますが、総合事業の事業費に係る12.5%に相当する額になりますが、こちらは2,482万5,000円で、各町村別の負担金額は説明欄に記載のとおりでございます。

15ページをお開きください。

3節「地域支援事業町村負担金（包括的支援事業・任意事業）」に係る負担金につきましては、事業費に係る19.25%に相当する額になりますが、こちらは7,476万5,000円で、各町村別の負担金額は説明欄に記載のとおりでございます。

17ページをお開き願います。

4節「事務費等町村負担金」は、1億2,851万8,000円でございます。各町村別の負担金額は、説明欄に記載のとおりでございます。

18ページをお開き願います。

5節「介護認定審査会町村負担金」4,349万8,000円でございますが、歳出でご説明いたしました4つの審査会の経費について、審査会ごとの負担割合をもって計上しているものでございます。

ただいまご説明いたしました、1節「介護給付費町村負担金」から5節「介護認定審査会負担金」につきましては、55ページ別添「資料2」に、町村毎の負担金一覧表を添付しておりますので、ご高覧いただければと思います。

21ページをお開き願います。

3款「国庫支出金」、1項、1目「介護給付費負担金」は、9億7,523万8,000円を計上させていただいておりますが、介護サービス等給付費の国の負担分になります。介護サービス等給付費のうち施設給付分15%、居宅給付分20%の負担割合となっております。

22ページをお開き願います。

2項「国庫補助金」、1目「調整交付金」は、4億7,276万7,000円を計上させていただきましたが、交付基準額に調整見込率8.15%を乗じて見込額としております。

2目「地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）」に係る交付金につきましては、5,590万9,000円を計上してございます。総合事業費の20%の負担割合に、財政調整交付金を加え算出しております。

3目「地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）」は、1億4,952万9,000円でございます。こちらは、包括的支援事業費・任意事業費の負担割合、38.5%に相当する額でございます。

4目「保険者機能強化推進交付金」として、1,863万4,000円を計上してございます。

23ページをご覧ください。

4款「支払基金交付金」、1項、1目「介護給付費交付金」は、15億6,581万6,000円で支払基金からの交付金でございますが、介護サービス等給付費の27%に相当する額になります。

2目「地域支援事業交付金」は、5,362万2,000円でございます。地域支援事業費の介護予防・日常生活支援総合事業費の27%に相当する額となります。

24ページをお開き願います。

5款「道支出金」、1項「道負担金」、1目「介護給付費負担金」は、9億954万2,000円でございます。介護サービス等給付費施設分の17.5%、居宅分の12.5%の負担相当額となります。

25ページをご覧ください。

2項「道補助金」、1目「地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）」に係る北海道からの交付金で、2,482万5,000円を見込んでおります。こちらは、総合事業費の12.5%に相当する額となります。

2目「地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）」は、7,476万5,000円で包括的支援事業・任意事業費に係る19.25%に相当する額となります。

26ページをお開き願います。

6款「財産収入」、1項、1目「利子及び配当金」は、介護保険基金利子収入として1万3,000円を見込んでおります。

27ページをご覧ください。

7款「繰入金」、1項、1目「低所得者保険料軽減繰入金」として、1億909万9,000円でございます。公費負担した所得段階が第1段階から第3段階までの保険料軽減分で一般会計からの繰入れとなります。

28ページをお開き願います。

7款、2項、1目「基金繰入金」は、6,783万6,000円を見込んでおります。こちらは、給付費の増加見込みにより保険料負担額に不足が生じるため、基金を取崩し繰入れるものでございます。

29ページをご覧ください。

8款「繰越金」、1項、1目「繰越金」で、56万1,000円とするものでございます。保険料の還付等に充当する財源として計上しております。

30ページをお開き願います。

9款「諸収入」、1項、1目「滞納処分費」は、前年同様5万円を計上しております。

31ページをご覧ください。

2項、1目「延滞金」、2目「過料」は、それぞれ1,000円を計上しております。

32ページをお開き願います。

3項、1目「預金利子」は、1万円を計上しております。

33ページをご覧ください。

4項「雑入」、1目「返納金」、2目「第三者納付金」、それぞれ1,000円の計上させていただいております。

3目「雑入」で、会計年度任用職員に係る社会保険料等で86万8,000円を計上させていただいております。

以上が歳入の予算となります。

なお、53ページに別添資料として「資料1」に、介護保険事業特別会計予算の主な増減理由の一覧を、56ページの「資料3」に、給付費の町村別割合を、57ページ「資料4」に、給付費の各サービス別割合のグラフを添付しておりますので後ほどご高覧いただければと思います。

また、1ページから6ページまでの「第1表歳入歳出予算」、7ページから10ページまでの「歳入歳出予算事項別明細書1総括」につきましては、ただいまの説明の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で、令和5年度介護保険事業特別会計予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

岩本議員。

○議員（岩本幹兒）

42ページから43ページですが、介護サービス等給付費の18節「負担金及び交付金」、介護サービス給付費が51億7,198万円、介護予防給付費が1億547万円、高額介護等サービス給付費、1億8,586万9,000円、特定入居者介護サービス給付費3億3,243万1,000円と4部門に分かれておりますが、介護について大きく分けると施設介護と居宅介護になると思います。

各町村で各々あると思いますが、後志広域連合全体としては、資料4としてその割合が載っておりますが、施設介護と居宅介護の推移としては、介護サービス受給者の数としては、施設介護サービスが1万1千人程度、居宅サービスが1万6千人から7千人程度で推移しているのではないかと思います。一方、給付費としては、施設介護給付費が約32億円と上昇一步、居宅介護給付費は約7億3千万円と下降気味に推移しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響はどの程度あるのでしょうか。

また、特定入居者の増減はどのようになっておりますか。特に要介護1、要介護2の特定入所者の状況をお知らせください。

○介護保険課長（秋山秀敏）

ご質問にお答えいたします。詳しい資料がないので概要のような形になりますのでご理解をいただければと思います。

居宅系のサービスにつきましては、全体的に減少傾向でコロナウイルスによる減少と考えております。こちらの方は過去数年と比べて令和2年度、3年度の実績は低く、令和4年度はさらに低かったことでコロナウイルスの影響と事業所の受入れが一時休んでいたデイサービス等もありまして、原因と考えられているので予算的には令和4年度と同程度と積算したところでござい

ます。

通所介護につきましては、地域密着通所介護から居宅介護通所事業に事業所を変更したところが数件ありまして、こちらの方は増加している形になります。

比較的小規模の事業所が経営を継続するため、再編している傾向を令和5年度以降も少し見込んで作成させていただいております。

居宅療養管理指導など医療や介護が主体となったサービスにつきましては、全国的に増加が著しく、後志広域連合も同様で、コロナウイルスによる在宅医療希望の増加が要因と考えております。

後志広域連合では訪問看護が増加していないのは、事業所が少なく対応する利用者も増やせられないのではないかと考えております。

施設の方でございますが、利用者給付は毎年増え続けている状況でございます。要介護の重度化ですとか介護報酬加算などの増加が要因と考えております。

もう一つの特入所の部分につきましては、利用者の介護保険サービスほか、居住の補助の部分でございますが、令和3年度途中から令和4年度に利用者の負担金が増額されたことありまして、1年間平均して計算したところであります。こちらの方は微増で見込んでおります。

コロナウイルス明けは施設利用等も少し伸びてくるのではないかとという形で積算しているところであります。

もう一つご質問にありました要介護1、2の数字の部分につきましては、資料等持ち合わせておりませんのでお示しができない状況となっております。

○議員（岩本幹兒）

在宅介護であります。先ほど言ったように居宅サービスが1万6、7千人程度で横ばいなのですが、給付費は下降気味です。広域連合としてはどのように抑えているのか、お聞きしたかったところです。

施設介護は増え続ける一方で上昇化しております。それで、高額介護等サービス受給者の施設介護、居宅介護の利用状況はどのようになっておりますか。

特定入居者数の増は要介護1、2の数は把握していないということですが、この辺のところは以前にも質問しましたが、認知症対象者が増加しているのではないかと思います。その辺のところも私以前も質問しました。

しっかり調べた方がよいのではないかと質問しましたが、まだ把握していないところですね。

高額介護サービスの受給者も施設介護と居宅介護の利用状況は把握しているのですか。

○議長（岩井英明）

岩本議員。内容の濃い質問をして、事前に通告を、即答ができないような部分は後で聞いて理解するのです。

今の答弁の中の不足部分については、次の機会の中に文書的に簡単に説明できるようにしたいと思いますので、ご理解を願いたいと思います。

○議員（岩本幹兒）

また、報告ということでよろしいですが、もう一つだけあります。

これも報告でよろしいですが、介護保険制度が廃止される当初は介護士雇用などが雇用拡大の場ということで考えられたところがございます。

労働状況、報酬などの問題が山積みで当初の目論見は外れまして施設の中には、介護士不足、資金面の活き詰まり等で倒産といった状況にあるところも聞いております。

後志管内ではそういった施設がないのでしょうか。後志広域連合としては、どの程度把握しているのでしょうか。

○副広域連合長（川村順二）

岩本議員から貴重な意見をいただきましたので、しっかり調べて資料を作成してご説明したいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（岩井英明）

岩本議員ご理解願います。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより、議案第9号、令和5年度後志広域連合介護保険特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 同意第1号

○議長（岩井英明）

日程第15、同意第1号、後志広域連合副広域連合長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

○広域連合長（片山健也）

議長。

○議長（岩井英明）

片山広域連合長。

○広域連合長（片山健也）

同意第1号について、ご質問申し上げます。

後志広域連合副広域連合長の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を後志広域連合副広域連合長に選任したいので、後志広域連合規約第12条第4項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年2月28日提出、後志広域連合長、片山健也。

住所、磯谷郡蘭越町蘭越町415番地3、氏名、北川淳一、生年月日、昭和38年1月12日。

この度、川村順二副広域連合長が3月31日付けで、任期満了により退任することに伴いまして、新たな副広域連合長といたしまして、北川淳一氏の選任の同意を求めるものでございます。

経歴については別紙のとおりでございますが、北川氏は昭和62年に蘭越町役場に奉職され、総務課参事兼企画防災対策室長、住民福祉課長を歴任し、現在は建設課長として勤務されており、これまで約36年間、地方自治の推進にご尽力されております。

これまで、大変なご尽力をいただいた川村副広域連合長の事務及び管理を円滑に引き継ぐには適任ではないかと考えて提案させていただくものでございます。

先に開催の町村長による広域連合会議で北川氏をよく知る、金蘭越町長からも強い推薦の言葉をいただいたところであります。

なお、副広域連合長の任期でございますが、広域連合の規約第13条第2項の規定により4年となりますので、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの任期となります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより、同意第1号、後志広域連合副広域連合長の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は、これに同意することに決定いたしました。

○議長（岩井英明）

ここで、暫時休憩いたします。

北川淳一君の入場を認めます。

休憩 16時09分

(北川淳一氏入場)

再開 16時09分

○議長（岩井英明）

北川淳一君に申し上げます。ただいま、副広域連合長選任につき同意をされましたことを申し上げます。

会議を再開いたします。

ここで、北川淳一君より発言が求められておりますので、これを許します。

○北川淳一

ご挨拶を申し上げます。私は蘭越町の北川淳一と申します。現在は町職員として、建設課長を拝命しております。

この度は、片山連合長のご推挙により、議会の皆様の同意をいただきましたことにお礼を申し上げます。

また、こうしてご挨拶の機会をいただきましたことに対しましても重ねて感謝申し上げます。

時代が激しく変化する中でこれからの広域行政の在り方を考えますと、この度の拝命はその重責に身の引き締まる思いを致すところでございます。

構成16町村の皆様としっかりと連携を図りながら多様化、複雑化する行政課題に臆することなく取り組み、広域行政の成果を着実に上げられるよう力を尽くしてまいりたいと思っております。

私は行政実務の経験はありますが、これからは、これまでとは異なる立場でその役割を担うこととなります。

議員の皆様、構成町村長の皆様方のご指導とお力添えをお願い申し上げます。ご挨拶にさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（岩井英明）

暫時休憩いたします。

休憩 16時12分

(北川淳一氏退場)

再開 16時12分

◎追加日程第16 発議第1号

○議長（岩井英明）

会議を再開いたします。

追加日程第16、発議第1号、後志広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

○事務局長（山口丈夫）

議長。

○議長（岩井英明）

山口事務局長。

○事務局長（山口丈夫）

発議第1号、後志広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを朗読いたします。

発議第1号、後志広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

後志広域連合議会の個人情報の保護に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年2月28日提出、後志広域連合議会議長、岩井英明様。

提出者、後志広域連合議会議員、佐伯秀範。

賛成者、後志広域連合議会議員、中田仁史。後志広域連合議会議員、宇留間文宣。後志広域連合議会議員、菊地光男。後志広域連合議会議員、岩本幹兒。

次のページをお開きください。

後志広域連合議会の個人情報の保護に関する条例。

条例文の朗読につきましては省略させていただき、議案の最後、18ページをお開き願います。

下段の説明でございます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の適用対象となる機関から議会が除かれたことにより、個人情報保護に関して自律的な対応が必要となるため、条例を制定するものである。

本条例の制定の経緯、制定にあたっての考え方につきましては、議案の後ろに添付しております資料1、後志広域連合議会の個人情報に関する条例の概要に記載しておりますので、こちらをご覧ください。

2の条例制定にあたっての考え方に記載しておりますが、本条例は全国町村議会議長会で示された条例案に議案第1号の施行条例との整合性を図りながら修正を加えているものであります。

この条例につきましては、議案第1号と同様、関係町村におかれましても制定済み、又は制定予定ということでございますので、資料1の3番にありますとおり、ここでは議案第1号の施行条例との整合を図った点につきましてご説明いたします。

第20条になります。施行条例第3条におきまして、開示情報として情報公開条例第8条第1号のエ、改正個人情報保護法、いわゆる「新法」との違いである公務員等の「氏名」の部分について規定しているところでございますので、本条の第2号ウにおいて、「氏名」を付け加えているものでございます。

次に第25条になります。新法では開示決定等の期限を30日以内としておりますが、施行条例では15日以内としているため、ここでも15日以内としております。また、延長期限につきましても同様に15日以内と規定します。

続きまして第26条になります。開示決定等の期限の特例ということで、新法では当初の期限30日に延長30日で60日以内となりますが、先ほどの第25条により当初の期限15日に延長15日で30日以内と規定します。

次に第30条は手数料等についてでございますが、手数料につきましては施行条例と同様に無料、写しの交付を受ける場合の費用負担についても同様に規定します。

施行期日は令和5年4月1日になります。

以上でございます。

○議長（岩井英明）

朗読が終わりました。発議第1号は、会議規則第38条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、提案理由の説明を省略することに決定いたします。

○議長（岩井英明）

これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより、同意第1号、後志広域連合副広域連合長の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩井英明）

ここで、川村副広域連合長より発言を求められておりますので、これを許します。

○副広域連合長（川村順二）

皆様、長時間にわたり、大変ご苦勞様です。議会開会中の貴重な時間にご挨拶を申し上げる機会をいただきましたことにお礼を申し上げます。

私は、連合長をはじめ多くの優秀な職員に支えられながら4年に亘りまして大変微力ではございましたが、副広域連合長の職を務めさせてさせていただき、先ほど、連合長からもお話があったとおり、本年3月31日付けをもちまして任期満了となり退任いたします。

振り返りますと懸案事項の取組みやコロナウイルス感染症による環境変化に迫られた4年間であったように思いますが、岩井議長様をはじめ、議員の皆様には大変暖かいご指導やご助言をいただきましたことに心より感謝とお礼を申し上げます。

在任中は残念ではありますが、私の力不足から思うような課題解消は進みませんでした。広域連合が抱える課題はしっかりと引き継いでまいりたいと考えてございます。

その中で長年の懸案事項となっておりました、プロパー職員の採用につきましては、お陰をもちまして昨年末の定例会で片山連合長から行政報告がありましたとおり、令和6年度にスタートする運びになりました。このことは、広域連合が組織として一層強化され今まで以上にきめ細かな業務を住民に提供できるなど、広域連合がさらに飛躍を遂げる極めて重要なタイミングとなりますので議員の皆様方には、なお一層のご理解とお力添えをお願いするものであります。

私はこれからも住民として広域連合の今後を見守り、応援し続けたいと思います。

終わりになりますが、後志広域連合と関係16町村の益々の発展をご祈念申し上げますとともに議員の皆様方におかれましては、ご健康に留意され広域行政の充実発展のため、今まで以上のご支援とお力添えを後志広域連合にいただくことを節をお願いを申し上げまして、大変言葉足らずではございますが、退任にあたってのご挨拶とさせていただきます。4年間ありがとうございました。

○議長（岩井英明）

川村副広域連合長には、今日まで広域連合発展のため、ご尽力をいただき、誠に有難うございました。皆様方には今一度、感謝とお礼を込めて暖かい拍手をお願い申し上げます。

◎閉会宣言

○議長（岩井英明）

以上をもって、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。
会議を閉じます。

これにて、令和5年第1回後志広域連合議会定例会を閉会いたします。

閉会 16時23分